

# **多重債務問題解決の全県民的 ネットワークを**

**平成17年  
自己破産  
調査報告**

**沖縄県司法書士会**

## もくじ

● 発刊にあたり .....	1
● 17年調査報告 .....	6
● 参考資料	
1) 本土消費者金融業者の店舗数 .....	20
2) 主な本土消費者金融業者の店舗形態 .....	21
● 調査結果表 .....	22
● 新聞報道から .....	31

## 発刊にあたり

平成 17 年 12 月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会では、県下の自己破産申立者の実態調査を行い、その実情を広く各界にお知らせするパンフレットを作成し続けて今年で 11 年になります。同パンフレットを司法・行政機関、教育機関、金融機関等に配付するとともに、各種団体等での会員の講演会でも参加者の皆さんに配付して実情をお知らせし、警鐘を鳴らしてきました。当会は、県下の多重債務者の激増に対応する法律実務家職能団体として、次のような事業を実施するなど、精力的に多重債務問題への取り組みを進めてきました。

1. 司法書士会館を拠点に毎週 3 回の「県民法律相談センター」による無料相談をはじめ、毎月 1 回の「暮らしの行政法律相談」、特設の 1 日合同行政相談、市町村や社会福祉協議会への相談員派遣、常設の離島を中心とした電話による無料相談、「久米島司法書士法律相談センター」の開設(毎月 2 回)により、広く県民の皆様の相談に応えるとともに、法的手続きをとおして問題解決を図る方策をお知らせしてきました。
2. 高校や専門学校卒業予定者を対象とした若年者への消費者教育を重視し、学校当局のご協力を得て、講演会等を実施してきました。平成 16 年度は、26 校 6,740 名の生徒に対し 29 回の講演会を行い、29 名の会員を講師として派遣しました。また、行政機関や各種団体の講演会等でも会員が講師となって実情を訴えてきました。
3. 裁判所や弁護士会の協力も得て、破産手続きや調停手続きについての会員研修を繰り返し実施し、会員が多重債務問題に関わる法律実務手続きに習熟するための事業も実施してきました。
4. 司法書士法の改定により、法務大臣の認定を受けた司法書士(認定司法書士)に簡易裁判所訴訟代理関係業務が認められるようになり、簡易裁判所における特定調停手続き、消費者金融業者との貸金請求事件における被告事件、不当利得返還請求事件、裁判外の和解(任意整理)等で多重債務者の解決を

はかる途が大きく広がりました。当会では県民の期待に応えるべく、定期的・継続的に簡易裁判所訴訟代理関係業務についての会員研修会を実施しております。

### 激増続く沖縄の多重債務者

沖縄県下の多重債務者の激増傾向は、ますますひどくなっているのが現状です。長引く不況で県民生活や中小零細企業の経営が苦境に陥っていることに加え、消費者金融業者等の宣伝広告や営業が格段に広がっていることが背景にあると思われます。以下に多重債務問題に関する最近の沖縄県内の統計資料を紹介いたします。

- ① 平成16年の自己破産申立件数（会社関係を除く）は、2,033件でした。3年連続で2,000件を超えていました。本年の平成17年の上半期は857件であり、昨年の平成16年上半期の1,001件よりは減少しました。しかし、年間2,000件近くになるものと思われます。
- ② 平成16年の特定調停申立件数は、10,708件であり、平成15年の23,534件より減少しました。
- ③ 平成16年の支払督促事件は、1万件を超えていました。
- ④ 当会の県民法律相談センターの相談でも、多重債務問題が相談件数の大半を占めています。市町村や県民生活センター等の各種相談窓口の相談でも「クレジット・サラ金問題」が増加していたり相談の上位であると報告されています。また、架空・不当請求等についての相談も増加しています。

なお、上記で紹介した統計資料のうち、本年の上半期の自己破産申立件数と平成16年の特定調停申立件数は、それぞれ前年の件数より減少しており、件数だけを比べると多重債務者が減少しているように見えます。しかし、これは法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）に簡易裁判所訴訟代理関係業務が認められるようになったことの影響によるものと考えられます。いままで司法書士は、自己破産申立書の作成および特定調停申立書の作成等の裁判所に提出する書類作成に関与していたのであるが、司法書士法の改定により裁判外の和解についての代理業務も行うことができるようになった結果、司法書士

による債権調査が可能になり、大幅に債務額が減少したことにより破産を回避して裁判外の和解（任意和解）をおこなったり、或いは、今まで特定調停申立をしていたようなケースにおいても、債権調査により債権債務額を確定し、裁判外の和解（任意和解）により処理している事例が多数存在しているためであると考えられます。また、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）等で自己破産を回避するケースもあり、自己破産申立件数の減少につながっているものと考えられます。

### 本年の破産申立調査と関連問題

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は857件（会社関係を除く）になつておき、当会の調査はこのうち212件で、全体の約25%の申立者の調査になつています。

沖縄本島中南部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面もあるかと思います。しかし、債務者と面談して破産申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持つものと確信します。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（6ページ以降）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

(1) 本年は、昨年より自己破産申立件数が減っております。しかし、年間申立件数は2,000件近くになるものと推計されます。

#### 前半期破産申立件数（1月から6月まで）

	H17年	H16年	H15年	H14年	H13年
那覇地裁	414件	508件	619件	406件	312件
沖縄支部	322件	343件	359件	328件	273件
名護支部	87件	105件	119件	116件	72件
平良支部	25件	30件	32件	11件	9件
石垣支部	9件	15件	34件	28件	24件
合 計	857件	1001件	1163件	889件	690件

(2) 特定調停申立事件について、各簡易裁判所ごとの件数を紹介します。

### 特定調停申立事件数

	平成16年	平成15年	平成14年	平成13年
那覇簡裁	4897件	13132件	18940件	12213件
沖縄簡裁	3506件	7221件	10022件	5417件
名護簡裁	1821件	2359件	1843件	873件
平良簡裁	233件	403件	479件	180件
石垣簡裁	251件	419件	318件	34件
合計	10708件	23534件	31602件	18717件

ただし、平成12年については2月から12月までの件数である。

(3) ヤミ金業者の横行は重大な問題となっています。

破産調査には現れてないのですが、平成12年暮頃から、県内でもヤミ金融業者による違法営業が激増し、深刻な問題となっています。ほとんどが東京の業者ですが、平成14年半ば頃から県内業者も出てきています。出資法違反営業に対する告発も会員有志により行われています。

(4) 不当利得返還請求訴訟が急増しています。

各マスコミでも大きく報じられましたが、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）が当会会員により多數提起されるようになっています。取り戻した過払金を債務の残る業者への返済に充て、借金問題を解決できる方々もできています。

### 県司法書士会の事業として

当会は、本年度の重点事業の一つに「市民への法的サービス」を掲げ、会員の破産、調停、個人再生、不当利得返還請求訴訟、貸金被告事件等の実務の大と充実に努めます。

同時に、司法書士会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施します。

1. 司法書士県民法律相談センターを拡充し、市町村や社会福祉協議会への相

談員派遣を引き続き推進します。会への相談員派遣要請も増えています。

現在、司法書士会館において、県民法律相談センターの相談事業を週3回実施しています。久米島での司法書士県民法律相談センターも毎月2回実施しています。引き続き、各市町村等の要請に応え、各種相談窓口への相談員（会員）の派遣を推進します。

2. 高校卒業予定者等を対象とした講演会の実施を県下全ての高校に呼びかけます（啓発リーフレットも準備しています）。特に若年者のなかで多重債務問題が深刻化しており、全ての高校からの講師派遣要請を期待します。

# 調査報告

## 平成17年 沖縄の自己破産

=平成17年前半期における

新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成17年12月

沖縄県司法書士会

### 調査方法等

- ① 本年1月1日から6月30日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計212件）を対象にした調査結果です。
- ② 同件数は、6月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者（会社関係を除く）857件の約25%にあたります。
- ③ 本島中南部の調査が主で、宮古・八重山及び本島北部の調査は不十分になっています。
- ④ 会員に対して、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めました。

### 報告方法

- ① 調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。
- ② コメントでは、平成6年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにしました。

## 調査結果の特徴

### 1. 年齢別（表1）

- ① 当会が調査を開始してから引き続き、破産申立者は全ての世代に渡っていて、30～50代の社会の中堅層が全体の71%になっています。
- ※ 30代と40代で全体の50%になっています。
- ② 50代の破産者が、21%になっています。
- ③ なお、平成6年調査からの年齢別推移は下記のとおりです。

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%
平成14年	20%	24%	28%	15%
平成15年	20%	29%	25%	14%
平成16年	19%	29%	24%	16%
平成17年	17%	30%	20%	21%

### 2. 男女別（表2、表3、表3-2）

- ① 例年どおり女性が多いが、平成15年より男性が増加してきています。
- ※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘でき、主な借金目的が生活費を補うことの反映ともいえます。
- ※ 20代の男女では、女性の割合が男性より、7ポイントも多くなっています。

② なお、平成 6 年調査からの男女別推移は下記のとおりです。

	男 性	女 性
平成 6 年	3 0 %	7 0 %
平成 7 年	3 4 %	6 6 %
平成 8 年	2 4 %	7 6 %
平成 9 年	3 0 %	7 0 %
平成 10 年	3 7 %	6 3 %
平成 11 年	3 6 %	6 4 %
平成 12 年	3 6 %	6 4 %
平成 13 年	3 6 %	6 4 %
平成 14 年	3 1 %	6 9 %
平成 15 年	3 6 %	6 4 %
平成 16 年	3 9 %	6 1 %
平成 17 年	4 4 %	5 6 %

### 3. 地域別（表 4）

- ① 破産者が全県各地に広がっていることが分かります。  
 ※ 業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等の影響が大きい。
- ② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できますので、平成 16 年までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数を下記に示しておきます。

参考 各年の自己破産件数の推移＝那覇地裁発表・司法統計から					
	16年	前年比	15年	14年	13年
那覇地裁本庁	1 0 2 0 件	8 0 %	1 2 7 5 件	1 0 0 9 件	7 3 2 件
沖縄支部	6 9 4 件	8 9 %	7 7 8 件	7 2 2 件	5 5 4 件
名護支部	2 0 8 件	8 7 %	2 3 7 件	2 2 3 件	1 6 5 件
平良支部	6 3 件	9 5 %	6 6 件	3 0 件	1 9 件
石垣支部	4 8 件	6 9 %	6 9 件	8 2 件	4 8 件
合 計	2 0 3 3 件	8 3 %	2 4 2 5 件	2 0 6 6 件	1 5 1 8 件

#### 4. 破産申立前後の職業（表6）

- ① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かります。勤労者が引き続き多数です。
- ② 無職・主婦層、パート・アルバイト、契約社員・その他などの収入が不安定と思われる層での破産は全体の57%で、昨年の74%より減少していますが、なお半数を超えております。また、会社員、自営業者の破産が昨年より増えています。但し、保険・販売員等のセールス、タクシー乗務員、店員・事務職員等、所得が不安定かもしくは低いケースが半数います。
- 長引く不況の中で生活苦が拡大していること、業者の営業が利用者の返済能力を軽視した過剰融資傾向が強いことを示しています。
- ③ 破産申立時の職業では、会社員や自営業者が減少し、無職者、パート・アルバイト者が増えています。高利の返済と厳しい取り立てに追われ、職場を失ったり、あるいは自営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが分かります。

#### 参考：破産前の職業（最近の6年間）

（下表のほか職業不明がH14に6名、H15に13名、H16に5名あり）

破産前 調査年	会社員	公務員	自営業	パート・ アルバイト	スナック 勤務等	無職・ 主婦	契約社員 ・その他
H12年	120名 (35%)	1名 (0.3%)	51名 (15%)	65名 (19%)	7名 (2%)	94名 (27%)	10名 (3%)
H13年	91名 (33%)	0名 (0%)	34名 (12%)	42名 (15%)	9名 (3%)	89名 (32%)	14名 (5%)
H14年	84名 (28%)	3名 (1%)	25名 (8%)	79名 (26%)	28名 (9%)	54名 (18%)	23名 (8%)
H15年	36名 (11%)	1名 (0.3%)	24名 (7%)	32名 (10%)	11名 (3%)	83名 (26%)	126名 (39%)
H16年	36名 (13%)	1名 (0.4%)	22名 (8%)	60名 (21%)	10名 (4%)	80名 (28%)	68名 (24%)
H17年	54名 (26%)	0名 (0%)	25名 (12%)	64名 (30%)	12名 (6%)	50名 (24%)	7名 (3%)

## 5. 破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（表5～表8）

① 破産時の職業では、「無職・主婦」層が激増し、社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かります。

② 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、月15万円以下が86%を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。（表5）

参考：破産時の平均収入が月15万円以下の占める割合

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
87%	89%	87%	85%	86%

ロ 生活保護世帯20名（9%）（表6附属）

参考：生活保護世帯の占める割合

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
8%	6%	4%	5%	9%

ハ 単身家庭と母子（父子）家庭が多いことが分かります（34%）。（表7）

参考：単身家庭の占める割合

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
21%	15%	13%	17%	21%

参考：母子（父子）家庭の占める割合

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
16%	21%	19%	23%	13%

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の71%です。（表8）

参考：賃貸住宅居住者の占める割合

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
79%	75%	71%	79%	71%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が46%もあり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっています。(表6附属)

参考：病人世帯の占める割合

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
本人	77人(28%)	62人(21%)	75人(23%)	45人(16%)	57人(26%)
家族	38人(14%)	53人(18%)	58人(17%)	39人(14%)	41人(19%)
合計	115人 41%	115人 38%	133人 40%	84人 30%	98人 46%

ヘ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も20%に及んでいます。(表9)

参考：「家族の破産・調停」の占める割合

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
23%	27%	21%	17%	20%

#### 6. どこから、いくらを借りているか。(表10～表13)

① 平均借入件数は約8社です。(表10)

なお、「10社まで」の借入で破産するケースが約85%です。

参考：10社までの借入で破産する割合

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
70%	65%	72%	75%	85%

② 借入先のトップはサラ金（消費者金融業者）です。(表11)

破産者の約93%が利用しています。サラ金の平均利用件数は4社で、平均借入額は211万円です。平均金利が29%と仮定しても、利息だけでも月約5万円の支払いになります。破産申立者のうち、20代だけの調査では、サラ金利用者は97%になっています。(表22)

③ クレジット利用者が52%になっています。クレジットカードのショッピング枠利用というより、キャッシング枠利用（借入金）がほとんどです。

④ 日掛業者利用者が約11%と減少しています。

参考：借入先

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
銀行系	52%	49%	47%	48%	45%
サラ金	97%	95%	95%	97%	93%
クレジット	40%	55%	48%	46%	52%
日掛	9%	20%	14%	20%	11%
個人	23%	23%	24%	21%	15%
その他	23%	32%	19%	27%	29%

⑤ 破産者の平均負債額は577万円です。400万円以下の負債で破産に至る方が66%です。(表13)

参考：負債総額別の破産者の割合

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
0~100万	1%	1%	1%	1%	1%
~200万	10%	6%	7%	11%	20%
~300万	28%	25%	22%	29%	27%
~400万	19%	22%	22%	19%	18%
~500万	8%	12%	12%	13%	9%
~800万	12%	15%	18%	12%	8%
~1000万	3%	4%	3%	1%	3%
~2000万	9%	7%	7%	7%	8%
2000万超	10%	7%	9%	8%	6%

- ⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は次表のとおりです。

参考：破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成 7 年調査	平均 12 社から	平均 718 万円の債務
平成 8 年調査	平均 14 社から	平均 730 万円の債務
平成 9 年調査	平均 12 社から	平均 787 万円の債務
平成 10 年調査	平均 12 社から	平均 702 万円の債務
平成 11 年調査	平均 10 社から	平均 741 万円の債務
平成 12 年調査	平均 10 社から	平均 1020 万円の債務
平成 13 年調査	平均 9 社から	平均 929 万円の債務
平成 14 年調査	平均 10 社から	平均 764 万円の債務
平成 15 年調査	平均 10 社から	平均 774 万円の債務
平成 16 年調査	平均 10 社から	平均 716 万円の債務
平成 17 年調査	平均 8 社から	平均 577 万円の債務

## 7. 借金の目的（表 14）

- ① 借金の目的は、生活を補うためが主であり、複数回答で引き続き 93 % で大きな割合を占めています。
- ② 借入の目的が借金返済のためとした回答が 81 % ありました。
- ③ 事業資金も 22 % に及んでいます。破産前の自営業者は約 12 % ですから、家族や親戚縁者が事業資金等の借り入れを手伝っていることを示します。
- ④ 保証人や名義貸しも、23 % に及んでいて重要な問題です。
- ⑤ 遊興費は約 6 % です。借金の目的が遊興費の場合は特定調停を活用しているケースが多いと思われます。
- ⑥ 住宅ローン関連の破産は 9 % でした。各年度の実数は下記のとおりです。また、サラ金業者の不動産担保貸付によって、競売や任意売却を余儀なくされるケースも目につきます。

参考：住宅ローン関連の破産者

平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
38 名	15 名	29 名	23 名	19 名

⑦ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅 ローン
平成 6 年	4 7 %	1 8 %	3 2 %	1 0 %	—
平成 7 年	7 1 %	2 5 %	2 8 %	9 %	—
平成 8 年	8 1 %	4 9 %	2 2 %	1 5 %	—
平成 9 年	8 6 %	3 8 %	2 8 %	3 %	7 %
平成 10 年	8 2 %	2 2 %	2 6 %	3 %	6 %
平成 11 年	9 3 %	2 6 %	1 5 %	4 %	7 %
平成 12 年	9 2 %	2 1 %	2 4 %	2 %	1 0 %
平成 13 年	9 1 %	2 4 %	1 9 %	3 %	1 4 %
平成 14 年	9 1 %	2 5 %	1 9 %	1 %	5 %
平成 15 年	9 8 %	1 9 %	1 5 %	3 %	1 0 %
平成 16 年	9 1 %	2 8 %	1 7 %	1 %	8 %
平成 17 年	9 3 %	2 3 %	2 2 %	6 %	9 %

8. 借金の期間（表 1 6）

① 借金の期間は、「5年以上」が 6 7 %でした。最初の借り入れから破産申立までの期間が、長くなっていることを示しています。約 2 6 %が 1 0 年以上もの期間、借金に追われ続けてきたことが分かります。

② 借りてから 3 年以内の破産者は 1 1 %でした。

参考：借入期間の割合

	3年以内	～5年	～7年	～10年	～15年	15年超
H 1 0 年	1 9 %	1 4 %	2 1 %	2 4 %	1 3 %	8 %
H 1 1 年	1 1 %	1 9 %	1 4 %	2 4 %	2 0 %	1 0 %
H 1 2 年	3 %	1 3 %	2 0 %	1 9 %	2 7 %	1 6 %
H 1 3 年	1 5 %	1 5 %	1 4 %	1 8 %	2 4 %	1 3 %
H 1 4 年	1 0 %	1 6 %	1 5 %	1 7 %	2 3 %	1 6 %
H 1 5 年	1 0 %	1 7 %	1 7 %	2 2 %	2 1 %	1 1 %
H 1 6 年	7 %	1 7 %	1 8 %	2 2 %	2 0 %	1 4 %
H 1 7 年	1 1 %	2 1 %	2 5 %	1 6 %	1 3 %	1 3 %

③ 平均借入件数、平均借入額、無職・主婦とパート層への貸付が54%あること等を考えると、生活困窮者（返済資力不足者）に安易に貸し付ける傾向が強まっていると考えられます。資金需要者の返済能力を超える業者の過剰融資が大きな問題として指摘されます。

#### 9. 取立状況と生活の変化（表17、表18）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を追われて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊しています。

- ① 自宅への取立てが78%もあり家庭生活を脅かし、離婚の原因ともなっていると思われます。職場への取立ても16%あります。家族への取立てが11%あり、違法取立てが後を絶ちません。保証人でもない家族への取立ては禁止されています。
- ② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が31人（約14%）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されていることが分かります。
- ③ ガイドラインを無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する者も少なくないことを指摘しておきます。精神に疾患をもつ者への貸付けが目立つとともに、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少なくありません。
- ④ 破産手続中の裁判は、破産手続の迅速化もあってここ数年は減少傾向のまま推移していましたが、16年に増加したものの、再び減少しています。公正証書などによる強制執行を受けている者も2%います。

参考：取立状況（複数回答）

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
自宅	93%	95%	87%	87%	78%
職場	28%	25%	15%	21%	16%
家族	42%	35%	20%	12%	11%
違法取立	3%	1%	2%	3%	3%
裁判	7%	7%	3%	17%	5%
強制執行	4%	1%	1%	3%	2%

参考：生活への変化（複数回答）

	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年
離婚	28人	22人	26人	22人	25人
別居	9人	8人	8人	9人	6人
退職	17人	15人	8人	9人	10人
出稼ぎ	6人	4人	2人	5人	3人
	279人中	302人中	326人中	282人中	212人中

10. 20歳代の破産申立者の特徴（表20～表25及び表1～表2）

- ① 新規破産申立者の約17%が20代の若年者になっています。（表1）  
 業者のテレビ等の公告が若年者を対象にしていることも問題であり、若年者への消費者教育を徹底することが緊急の課題であることを示しています。

参考：20歳代の占める割合

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
20歳代	61人(20%)	66人(20%)	53人(19%)	36人(17%)
破産申立者	302人中	326人中	282人中	212人中

- ② 20歳代の女性の割合が、全破産申立者の女性が占める割合よりも高くなっています（表20、表2）。若い女性の消費者教育が重視されます。

参考：20歳代の男女比

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
男性	16人(26%)	19人(29%)	18人(34%)	12人(33%)
女性	45人(74%)	47人(71%)	35人(66%)	24人(67%)
20歳代	61人中	66人中	53人中	36人中

参考：全破産申立者の男女比

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
男性	95人(31%)	117人(36%)	110人(39%)	94人(44%)
女性	207人(69%)	208人(64%)	172人(61%)	118人(56%)
破産申立者	302人中	326人中	282人中	212人中

③ 借入件数は、大方の者が 6 件から 10 件です。年齢にしては多くなっています。(表 2 1)

参考：20歳代の借入件数

	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
1 ~ 5 件	7 人(12%)	17 人(26%)	7 人(13%)	13 人(36%)
6 ~ 10 件	45 人(74%)	43 人(65%)	38 人(72%)	21 人(58%)
11~15 件	5 人(8%)	5 人(8%)	7 人(13%)	2 人(6%)
16 件以上	4 人(7%)	1 人(2%)	1 人(2%)	0 人(0%)
合 計	61 人	66 人	53 人	36 人
総借入件数	543 件	492 件	416 件	236 件
平均借入件数	8.9 件	7.5 件	7.8 件	6.6 件

④ 借入先は、1位がサラ金利用で 97%、2位がクレジット利用で 50% となっており(表 2 2)、両者の割合が例年どおり高い利用割合になっています。

参考：20歳代の借入先（複数回答）

	H 14 年	H 15 年	H 16 年	H 17 年
銀行系	17 人(28%)	15 人(23%)	17 人(32%)	11 人(31%)
サラ金	58 人(95%)	61 人(92%)	53 人(100%)	35 人(97%)
クレジット	39 人(64%)	31 人(47%)	26 人(49%)	18 人(50%)
日掛	9 人(15%)	7 人(11%)	7 人(13%)	0 人(0%)
個人	5 人(8%)	9 人(14%)	7 人(13%)	1 人(3%)
その他	21 人(34%)	12 人(18%)	11 人(21%)	9 人(25%)
20歳代	61 人中	66 人中	53 人中	36 人中

⑤ 負債総額は、収入とも関連し、過半数が300万円までの借金です。(表23)

参考：20歳代の負債総額

	H14年	H15年	H16年	H17年
0～100万	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
～200万	7人(12%)	7人(11%)	11人(21%)	11人(31%)
～300万	26人(43%)	27人(41%)	21人(40%)	15人(42%)
～400万	20人(33%)	17人(26%)	9人(17%)	7人(19%)
～500万	3人(5%)	8人(12%)	8人(15%)	2人(6%)
～800万	3人(5%)	4人(6%)	1人(2%)	1人(3%)
～1000万	1人(2%)	1人(2%)	1人(2%)	0人(0%)
～2000万	1人(2%)	1人(2%)	1人(2%)	0人(0%)
2000万超	0人(0%)	1人(2%)	1人(2%)	0人(0%)
20歳代	61人中	66人中	53人中	36人中

⑥ 借入期間は、5年以上が47%もいます。10代からサラ金業者等を利用している者が少なくないことを窺わせています。(表24)

参考：20歳代の借入期間

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
3年以下	10人(16%)	11人(17%)	7人(13%)	7人(19%)
～5年	18人(30%)	24人(36%)	17人(32%)	12人(33%)
～7年	14人(23%)	16人(24%)	15人(28%)	16人(44%)
～10年	14人(23%)	13人(20%)	12人(23%)	1人(3%)
10年超	3人(5%)	0人(0%)	1人(2%)	0人(0%)
不明	2人(3%)	2人(3%)	1人(2%)	0人(0%)
20歳代	61人中	66人中	53人中	36人中

⑦ 借金の理由については、生活費や借金返済、消費材の購入が主な理由になっています。保証・名義貸しは17%に減少しております。(表25)  
若年者に対する、保証・名義貸しを含めた消費者教育の重要性が指摘できます。

参考：20歳代の借金の理由（複数回答）

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
生活費	54人(89%)	60人(91%)	48人(91%)	34人(94%)
事業資金	3人(5%)	2人(3%)	2人(4%)	3人(8%)
遊興費	2人(3%)	2人(3%)	0人(0%)	4人(11%)
消費財の購入	13人(21%)	11人(17%)	15人(28%)	11人(31%)
保証人・名義貸	13人(21%)	18人(27%)	17人(32%)	6人(17%)
借金返済	56人(92%)	51人(77%)	48人(91%)	27人(75%)
住宅ローン	0人(0%)	2人(3%)	1人(2%)	1人(3%)
その他	1人(2%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
20歳代	61人中	66人中	53人中	36人中

## 参考資料

### 本土消費者金融業者の店舗数

県内(離島含む)の主な本土消費者金融業者の店舗数の推移  
(無人契約店・無人契約コーナー含む)

会社名	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
	1月	5月	5月	5月	5月	9月	12月	12月
武富士	11 店舗	19	21	22	22	23	24	23
アコム	18 店舗	22	23	23	23	22	22	26
プロミス	20 店舗	22	23	24	23	23	24	24
アイフル	10 店舗	13	14	17	17	17	17	18
三洋信販	14 店舗	14	22	23	24	24	24	21
GE・コンシューマーファイナンス	10 店舗	14	16	17	17	17	17	17
合 計	83 店舗	104	119	126	126	126	128	129

※平成17年12月現在の上記以外の本土消費者金融業者の店舗数  
CFJ12店舗、三和ファイナンス6店舗、日本プラム3店舗、アエル5店舗、  
シンキ5店舗、エイジーファイナンス2店舗、クレディア1店舗、  
クオーコローン1店舗、エル・アンド・エム・ワールド1店舗、キンダイ1店舗  
※調査方法 各社ホームページ・電話帳等

参考資料

主な本土消費者金融業者の店舗形態

(平成17年12月現在)

会 社 名	窓口契約店舗	無人契約機店舗	合 計
武富士	9	14	23店舗
アコム	3	23	26店舗
プロミス	12	12	24店舗
アイフル	11	7	18店舗
三洋信販	9	12	21店舗
GE コンシューマーファイナンス	3	14	17店舗
CFJ	6	6	12店舗
三和ファイナンス	2	4	6店舗
日本プラム	3	0	3店舗
アエル	2	3	5店舗
シンキ	0	5	5店舗
エイジーファイナンス	2	0	2店舗
クレディア	1	0	1店舗
クオーコローン	1	0	1店舗
エル・アント・エム・ワールド	1	0	1店舗
キンダイ	1	0	1店舗
合 計	66店舗	100店舗	166店舗

# ☆調査結果表

表1 年代別割合

20代	36
30代	62
40代	43
50代	44
60代	22
70代	5
総数	212

表1 年代別割合

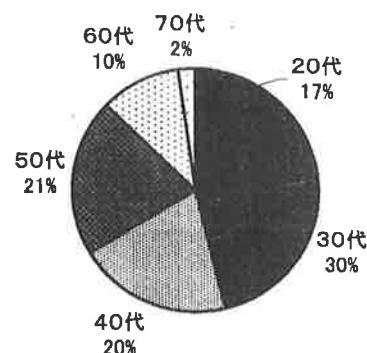


表2 性別割合

男性	94
女性	118
総数	212

表2 性別割合

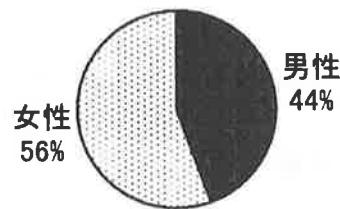


表3 年代別(男性)

20代	12
30代	27
40代	24
50代	20
60代	9
70代	2
総数	94

表3 年代別(男性)

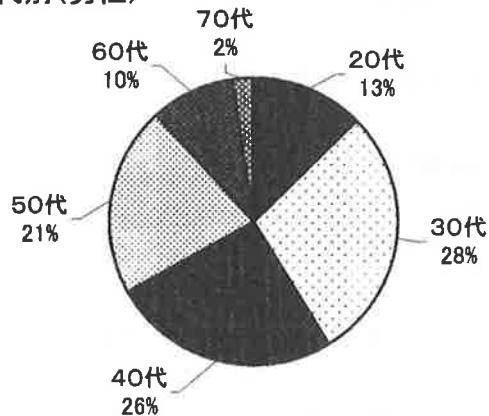


表3-2 年代別(女性)

20代	24
30代	35
40代	19
50代	24
60代	13
70代	3
総数	118

表3-2 年代別(女性)

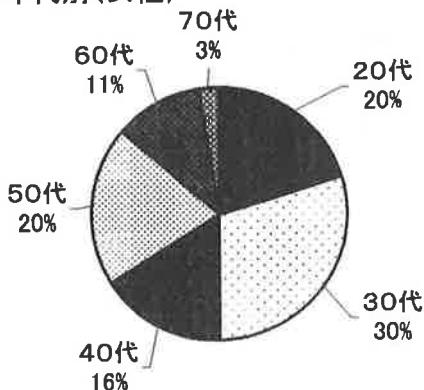


表4 地域別

那覇市	103	48.6%
沖縄市	7	3.3%
宜野湾市	12	5.7%
浦添市	26	12.3%
糸満市	6	2.8%
うるま市	8	3.8%
豊見城市	3	1.4%
南風原町	4	1.9%
与那原町	4	1.9%
下地町	2	0.9%
北谷町	4	1.9%
北中城村	2	0.9%
西原町	5	2.4%
読谷村	5	2.4%
平良市	1	0.5%
本部町	2	0.9%
知念村	1	0.5%
東風平町	2	0.9%
佐敷町	5	2.4%
大里村	1	0.5%
名護市	1	0.5%
金武町	2	0.9%
嘉手納町	3	1.4%
上野村	1	0.5%
玉城村	1	0.5%
恩納村	1	0.5%
総数	212	

※平成17年6月30日現在の市町村名で掲載しています。

表5 破産時の収入

0円	47
1~5万円	18
~10万円	69
~15万円	47
~20万円	26
21万円~	5
総数	212

月平均収入

本人	8.7
本人・家族含む	19.3

表5 破産時の収入

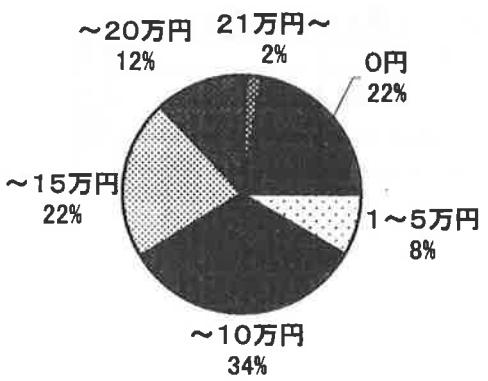


表6 破産前後の職業

	破産前		破産時	
	件数	割合	件数	割合
会社員(事務・営業・他)	54	25.5%	46	21.7%
公務員	0	0.0%	0	0.0%
自営業	25	11.8%	4	1.9%
パート・バイト	64	30.2%	71	33.5%
水商売勤務	12	5.7%	8	3.8%
無職・主婦	50	23.6%	78	36.8%
契約社員・その他	7	3.3%	5	2.4%
不明	0	0.0%	0	0.0%
総数	212		212	

公的扶助

生活保護	20
児童扶養手当	47

病人世帯

本人病気	57
家族病気	41

表7 家族状況

単身者	44
一般	140
母子(父子)家庭	28
不明	0
総数	212

表7 家族状況

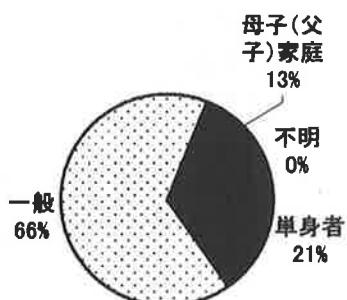


表8 住居

持家	58
賃貸	152
不明	2
総数	212

表9 家族の破産・調停

有	43
無	150
不明	19
総数	212

表9 家族の破産・調停

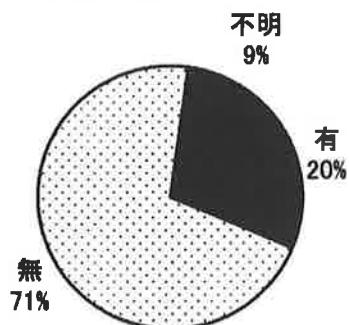


表10 借入件数

1~5件	72	34.0%
6~10件	107	50.5%
11~15件	22	10.4%
16~20件	7	3.3%
21~25件	2	0.9%
26件~	2	0.9%
総数	212	

平均借入件数  
 $1611(\text{総借入件数}) / 212(\text{総人数}) = 7.59\text{件}$

表10 借入件数

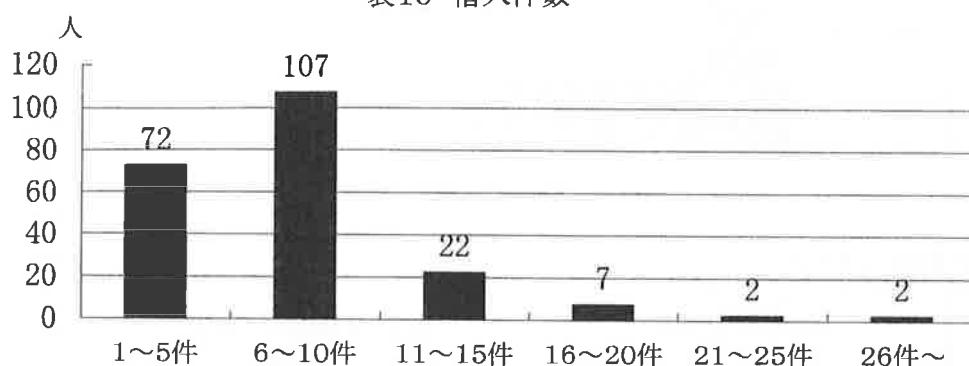
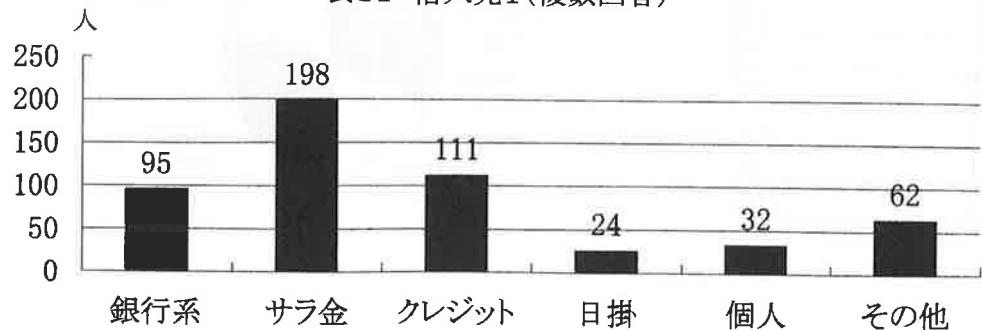


表11 借入先1(複数回答)

銀行系	95	44.8%
サラ金	198	93.4%
クレジット	111	52.4%
日掛	24	11.3%
個人	32	15.1%
その他	62	29.2%
人数	212	

表11 借入先1(複数回答)



借入先2 [平均件数]

		当該業者総数
		業者別利用者人数
銀行系	167	1.76 件
サラ金	856	4.32 件
クレジット	238	2.14 件
日掛	145	6.04 件
個人	54	1.69 件
その他	131	2.11 件

[平均借入額]

	業者別借入総額
	借入人数(借入先1)
銀行系	388万
サラ金	211万
クレジット	100万
日掛	102万
個人	340万
その他	309万

表12 各借入総金額 [万円]

銀行系	36,838
サラ金	41,830
クレジット	11,145
日掛	2,441
個人	10,865
その他	19,177
不明	0
総計	122,296

平均負債額(万円)

576.9

表13 負債総額

100万以下	3
~200万	43
~300万	58
~400万	38
~500万	18
~800万	17
~1000万	6
~2000万	16
2000万超過	13
不明	0
総計	212

表13 負債総額

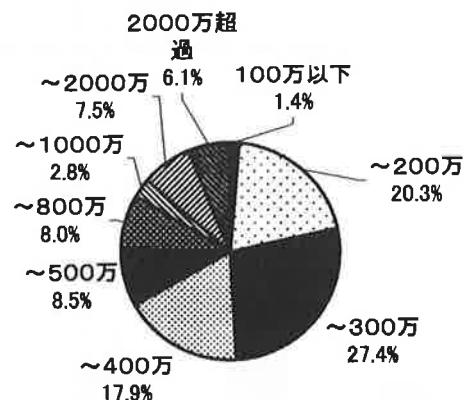


表14 借金の理由(複数回答)

生活費	198	93.4%
事業資金	46	21.7%
遊興費	12	5.7%
消費財の購入	38	17.9%
保証人・名義貸	49	23.1%
借金返済	171	80.7%
住宅ローン	19	9.0%
その他	0	0.0%

表14 借金の理由(複数回答)

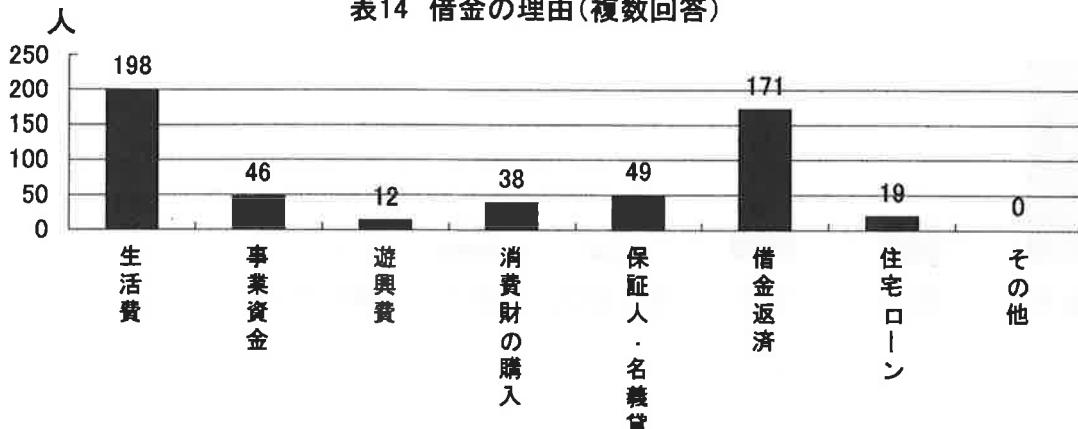


表15 離職の理由

退職	34
倒産	27
解雇	3

表15 離職の理由

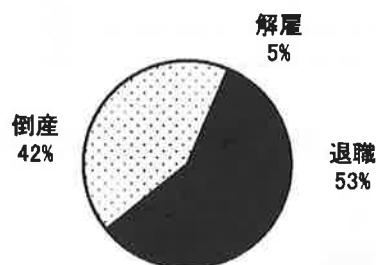


表16 借入期間

3年以下	24
~5年	45
~7年	52
~10年	34
~15年	28
15年超過	27
不明	2
総数	212

表16 借入期間

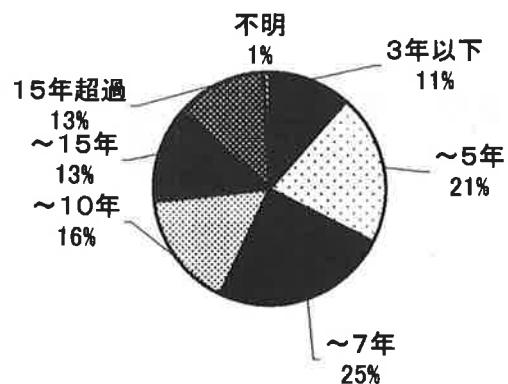


表17 取立状況(複数回答)

自宅	165	77.8%
職場	34	16.0%
家族	24	11.3%
違法取立	7	3.3%
裁判	11	5.2%
強制執行	4	1.9%

表17 取立状況(複数回答)

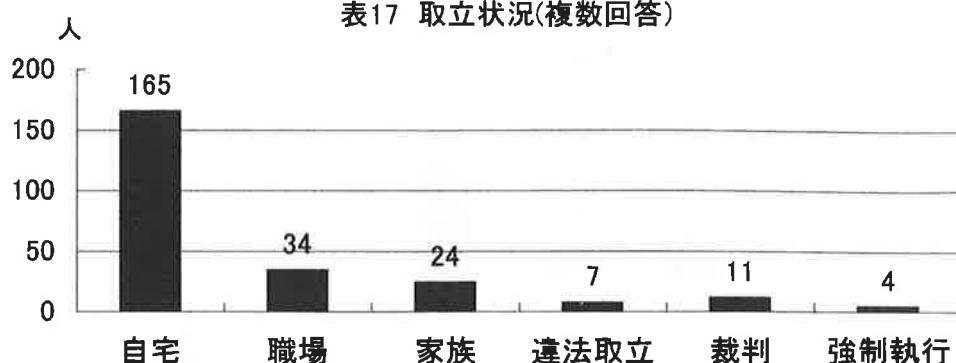


表18 生活への変化(複数回答)

離婚	25
別居	6
退職	10
出稼ぎ	3

表18 生活への変化(複数回答)

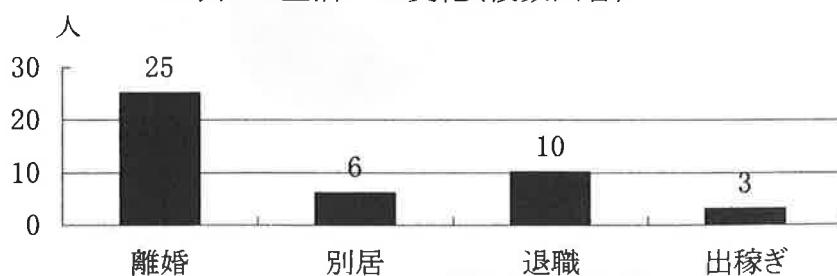
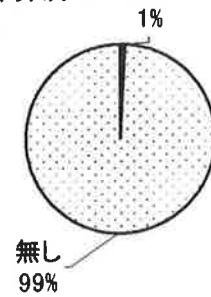


表19 一部弁済

有り	2
無し	210

表19 一部弁済



## ☆20歳代の破産者の特徴

表20 男女比

男性	12	33.33%
女性	24	66.67%
総数	36	

表20 男女比

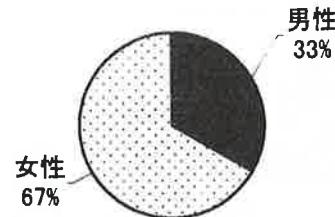


表21 借入件数

1~5件	13	36.1%
6~10件	21	58.3%
11~15件	2	5.6%
16件~	0	0.0%
総数	36	

表21 借入件数

総借入件数	236
平均借入件数	6.6

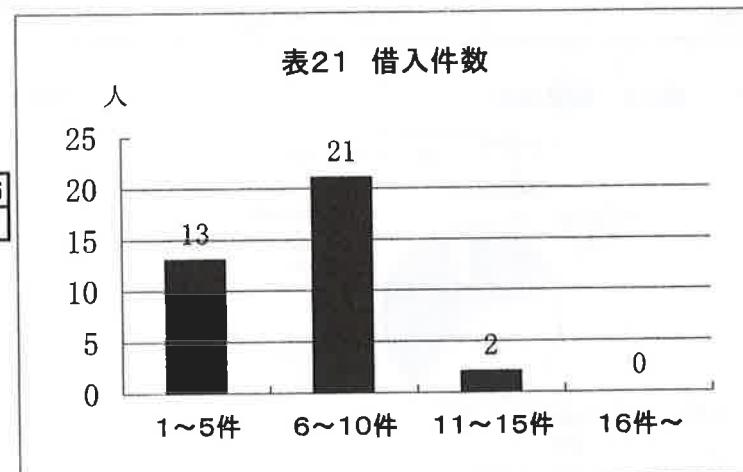


表22 借入先(複数回答)

銀行系	11	30.6%
日掛	0	0.0%
サラ金	35	97.2%
個人	1	2.8%
クレジット	18	50.0%
その他	9	25.0%
人数	36	

表22 借入先(複数回答)

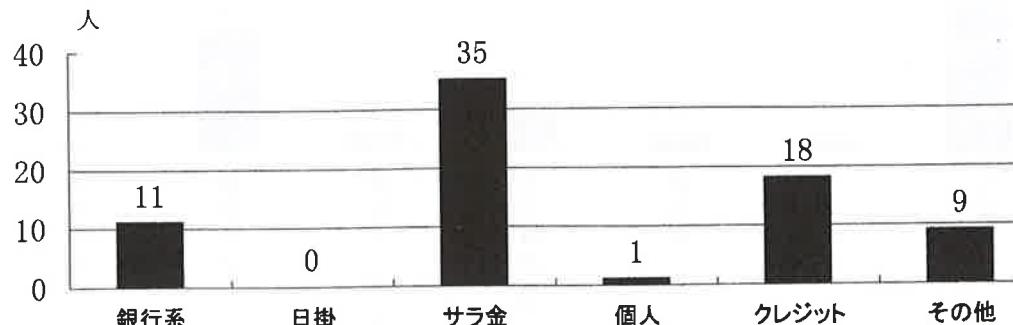


表23 負債総額

100万以下	0	0.0%
~200万	11	30.6%
~300万	15	41.7%
~400万	7	19.4%
~500万	2	5.6%
~800万	1	2.8%
~1000万	0	0.0%
~2000万	0	0.0%
2000万超過	0	0.0%
総数	36	

表24 借金の期間

3年以下	7	19.4%
~5年	12	33.3%
~7年	16	44.4%
~10年	1	2.8%
10年超過	0	0.0%
不明	0	0.0%
総数	36	

表23 負債総額

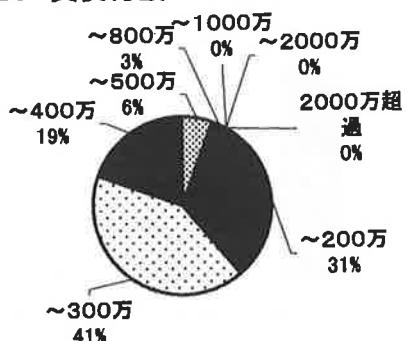


表24 借金の期間

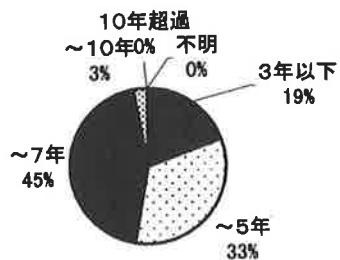
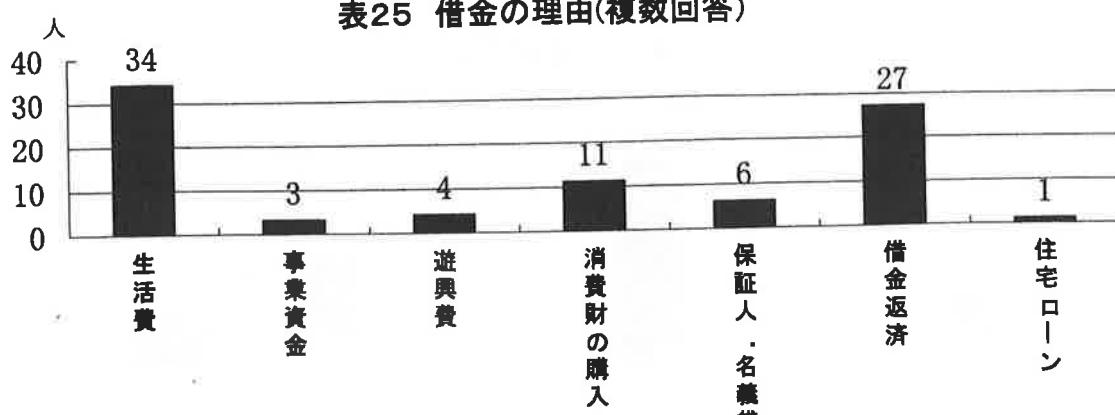
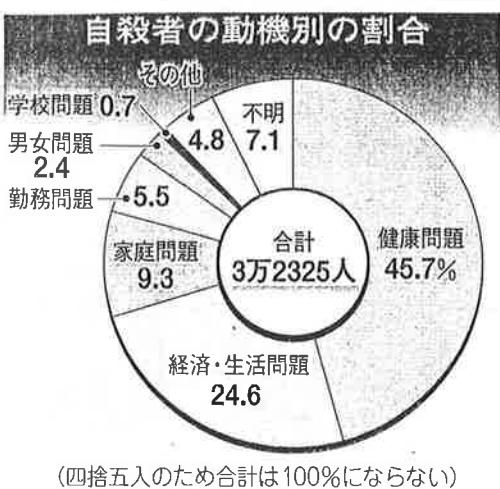


表25 借金の理由(複数回答)

生活費	34	94.4%
事業資金	3	8.3%
遊興費	4	11.1%
消費財の購入	11	30.6%
保証人・名義貸	6	16.7%
借金返済	27	75.0%
住宅ローン	1	2.8%
その他	0	0.0%
人数	36	

表25 借金の理由(複数回答)





(四捨五入のため合計は100%にならない)

四十代、五十代の男性の動機は「経済・生活問題」が最多だった。年齢別では、六十歳以上が一万九百九十四人（34%）、五十代が七千七百七十一人（24%）、四十年代が五千一百一人（15.8%）。十九歳以下は前年より二十四人減つて五百八十九人だった。自殺者数は九年間に初

昨年一年間に日本国内で自殺した人は三万二千三百二十五人で、過去最悪を記録した前年より二百百二人（6・1%）減ったものの、七年連續で三万人を超えたことが二日、警察庁のまとめで分かった。（3面に関連）うち男性が二万三千二百七十一人、四十代以上

の中高年が一万三千八百六十八人で、いずれも全體の七割以上を占めた。職業別では「無職者」が最多(47.8%)で、機とみられる自殺者が依然として八千人近くで推移し、長引く不況が影を落としている。

また、インターネット

で知り合った者が集団で練炭などを使う「ネット自殺」は、前年より二十二人増え、五十五人と深刻化している。

## 中高年7割、依然不況の影

自殺  
7年連続  
3万人超

警察庁まとめ

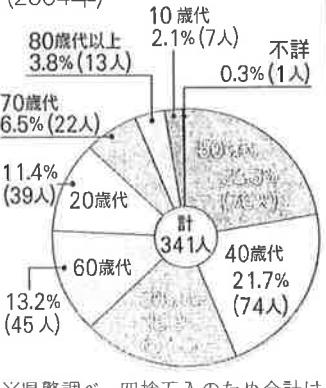
十七人で、統計を取り始めた七八年以降で最悪だった。

警察厅の自殺統計は死亡届を出した後に自殺と判明したケースや、日本国内で自殺した外国人も含むため、死亡届で統計を取る厚生労働省の人口動態統計とは自殺者数に差が生じる。

## 自殺の原因・動機(2004年)

男 285人	女 56人	計 341人
病 気 苦	13.9% (89人)	
経済問題	25.7% (187人)	
家庭問題	12.6% (43人)	
精神障害	10.6% (36人)	
男女問題	3.5% (12人)	
勤務問題	3.2% (11人)	
学校問題	0.6% (2人)	
不 詳	3.2% (11人)	
そ の 他	9.4% (32人)	

## 自殺者の年齢別割合(2004年)



## 04年県警まとめ

二〇〇四年中の県内の自殺者は三百四十一人で、復帰後最悪となつた〇三年の三百七十一人に比べて三十人減つたものの、一九九八年から七年連続で三百人を超えて、深刻な状態が続いていることが、県警のまとめで分かった。県内では全国に比べ、「無職者」の占める割合が高く、「無職者」を取り巻く環境が厳しいことがうかがえる。全国でも七年連続で三万人超となっており、長引く不況を背景に自殺に歯止めのかからない状況となつてている。

# 県内自殺者341人

## 要因に「病気」「経済苦」

自殺者のうち男性は二百八十五人(83.6%)、女性は五十六人(16.4%)。県警によると、統計を取り始めた一九七二年以来、男性の割合が高い傾向は変わっていないという。

自殺の原因・動機は「病気苦」が最も多く、百五人(30.8%)。「経済問題」が八十九人(26.1%)、「家庭問題」が四十三人(12.6%)、「精神障害」が三十六人(10.6%)だった。

「経済問題」を動機とする自殺者は前年比で五千人減だが、割合は0.8%の微増となつていて。また職業別では「無職者」が二百十四人(62.8%)で、圧倒的に多

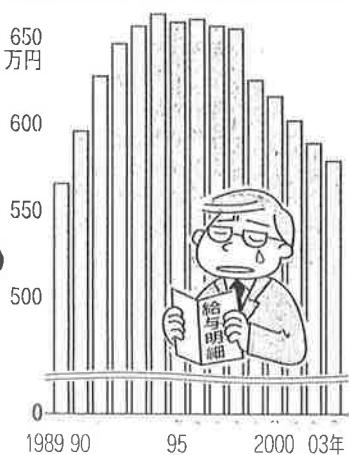
い。前年比で八人減だが、割合は3.0%増で、依然として高い傾向にある。

年齢別で見ると、五十歳代が最も多く七十六人(22.3%)。次いで四十歳代の七十四人(21.7%)、三十歳代の六十四人(13.2%)。四十歳代以上の中高年が二百三十人、67.4%を占め、中高年の自殺が目立つ結果となつた。

## 7年連続300人超 6割は「無職者」

# 「生活苦しい」過半数

### 1世帯当たり平均所得の推移



家族構成では、六十五歳以上の高齢者だけが、高齢者と十八歳未満の子供だけの世帯の割合が17%と最高を更新した。こうした高齢者世帯の60%以上が公的年金や恩給だけで暮らし、介護保険が始まつても高齢者が高齢者を介護する「老老介護」の状況は変わらない。

団塊の世代の大量退職を控え、今後急加速する超高齢化社会への対応が急務となりそうだ。

全国の世帯総数は四千

全国の約二十七万七千世帯を対象に実施。うち三万六千世帯余りに〇三年分の所得を尋ねた。

それによると、平均所得は一九九四年の六百六十四万一千円をピークに減少傾向。高齢者世帯の平均は二百九十一万円で三百八十万円割れは九三年以来。減率1・6%は、〇二年の2・1%、〇一年の2・4%に比べわずかに減速した。

調査は昨年六一七月、

## 國民生活基礎調查

# 所得、7年連続減

二〇〇三年の「一世帯」たりの平均所得は前年比1・6%減の五百七十九万七千円で、七年連続で減少したことが六日、厚生労働省の国民生活基礎調査（概況）で分かった。六百万円割れも一年連続で、過去最高の56%が「生活が苦しい」と感じている。

調査は昨年六一七月、全国の約二十七万七千世帯を対象に実施。うち三万六千世帯余りに〇三年五歳以上の夫婦だけの世帯は三百八十九万九千世帯で、一人暮らしや高齢者と子供だけの世帯も加えたと七百八十七万四千五百三十二万三千。六十歳以上の世帯に上る。

居する世帯は9・7%と初めて10%を切った。主な介護者は、同居する家族が66%と一年の調査と比べ5%減少し、介護サービス事業者が14%で初めて10%を超えた。しかし、老老介護は介護保険開始から四年を経ても四分の一を占めたままだ。

「生活が苦しい」と回答したのは高齢者世帯の50%、児童のいる世帯の63%に上り、いずれも過去最高だった。

# 貸金業に履歴開示義務

## 最高裁「拒めば賠償責任」

法定金利を超えた高利融資をめぐり、消費者金融会社が「取引履歴」を借り手側に開示する義務があるかどうかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷(浜田邦夫裁判長)は十九日、

「貸金業者には開示義務があり、拒めば不法行為として賠償責任を負う」との初判断を示した。

その上で、借り手側の慰謝料請求を棄却した。この訴訟は大阪市の金融側が開示を拒み、融会社「キャスコ」に借金をした女性が、利息制限法を超えた分まで返済したと主張し、キャスコ側に過払い金と、取引履歴

を開示しなかったことにに対する慰謝料計約百六十万円を支払うよう求めた。一審大阪地裁判決は過払い金約百三十万円の返還を命じたが、慰謝料の請求は棄却。女性は控訴したが大阪高裁は「業者に開示義務はない」と二審判決を支持した。

この訴訟は大阪市の金金融側が開示を拒み、融会社「キャスコ」に借金をした女性が、利息制限法を超えた分まで返済したと主張し、キャスコ側に過払い金と、取引履歴

# 「法務局管理センター」名乗る

県内相談200件超  
最大140万円要求

## 生活センター注意喚起

### 民事訴訟裁判税未納通知書

管理コード 5675-17

この度御通知しましたのは、「民法指定消費料金未納」についてです。貴方の未納されました料金については当局までご連絡ください。

こちら法務省許可通知書となっておりますので、連絡なき場合は、止むを得ず裁判所からの書類面倒類別、指定裁判所への出廷となります。又、裁判後の処置と致しまして、給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを強制執行させて頂きます。又、当局と執行官による「執行証券」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に、債務額証明書を一通郵送させて頂きますので、承諾の上御返送ください。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護のため、個人情報をから御迷惑頂きます。尚お預り申しあげます。御不明な点は、当局負担まで御連絡ください。

以上を持ちまして、最終通達とさせて頂きます。

裁判取り下げ最終期日 平成17年7月20日

法務局管理センター

■ ■ ■ ■ ■

電話受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

はがきは「民事訴訟裁判税未納通知書」と記されており、未納料金の表示はない。しかし、通知書にある連絡先に電話するよう求め「連絡がない場合」は裁判所への出廷となることや、裁判後の「給与、不動産物の差し押さえを強制執行」されるという内容になつてゐる。また、あたかもはがきを受け取った人が差し迫つた状況にあるように「管理コード」や「裁

実在しない「法務局管理センター」の名をかたつた団体から「民法指定消費料金未納で裁判に訴えられている」などの内容のはがきが十九日ころから二十一日にかけて、県内で大量に送りつけられていることが分かった。はがきに記された連絡先などに電話し、裁判取り下げ費用として、五十万~一百四十万円請求された人もいる。いふ。県民生活センターや那覇地方法務局などには、ここ三日間だけで、はがきに関する相談が二百件以上寄せられる。被害に遭つたとの相談は寄せられないが、県民生活センターなどは架空請求にあたるとして、通知書にある連絡先に電話しない注意を呼び掛けている。

はがきを受け取り、実際に連絡先に問い合わせた人は、電話で「裁判が始まっている」と「弁護士を紹介され、その弁護士に連絡を取ると、「裁判取り下げ費用」として、五十万~一百四十万円を請求されたという。県民生活センターに相談が寄せられたのは十九日からで、二十一日までに九十五件あつた。那覇所にも二十、二十一日だけで百九件の問い合わせがあり、相談が寄せられた。県警にも同様な相談がある。

214。  
9

# 「税未納」偽り架空請求

那覇地方法務局は「法務局管理センター」というような団体は実在しない」と話した。

判取り下げ最終期日

などを記載している。最終期日は、はがきが届いた日の翌日や一日後に設定されている場合が多く、一層不安をあおつている。

はがきを受け取り、実際はがきを無視するか、必ず第三者に相談するようにしてほしい」と話している。同センターは098(863)9

といふ。那覇地方法務局は「法務局管理センター」というような団体は実在しない」と話した。

風  
水

二〇〇四年の県内における破産件数(新規申立件数)は、那覇地方裁判所によると二千三十三件となつており、これは一九九四年の四百十件の約五倍と増加しています。その背景については、県司法書士協会報告書による「会社員や自営業者が減少し、無職・主婦層、パート・アルバイト、契約社員・その他など収入が不安定と思われる層での破産が増えています。理由としては「生活苦」や返済能力を軽視

## 増加する自己破産

他方、全国の自己破産件数(「司法統計年報」最高裁判所事務総局)の推移においても一九九四年(四万三百八十四件)から増加傾向にあり、一四年には二十万一千四百二件と五・二倍となつている。

ちなみに、労働人口に占める自己破産件数の割合は、全国と沖縄では大差なく、0・3%台で推移しています。また、完全失業者数と自己破産件数との関連については、

した過剰な借り入れなどにより、破産するケースが多く、〇四年では平均十社からの借り入れを行い、破産者の一人当たり平均負債額が七百十六万円となっています。

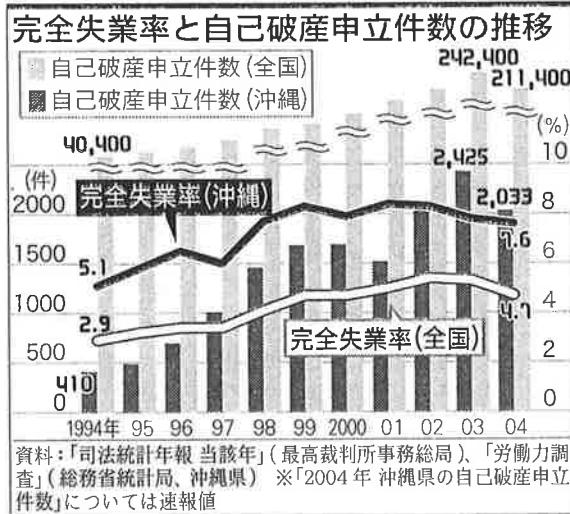
全国と沖縄とも総じて同様にパラレルな傾向を示しているといえます。

このように、全国、沖縄とも自己破産申立件数の増えており、自己破産者などの実態を踏まえた調査研究員・當銘栄一)

支援策、自己破産の申し込みや手続きなどのサポートを強化していくこと

は、今後の改善につながるのではないか。(おきぎん経済研究所

## 実態踏まえた支援策を



## 銀行名乗る詐欺増加

### 精巧な文面で保証金狙う

大手銀行の名をかたつた精巧なダイレクトメールで融資を持ち掛け、保証金名目で金をだまし取っていることが二十二日、分かった。文面は精巧になつており、各行はホーミページなどで注意喚起している。りそな銀行では今週に入つてから偽のダイレクトメール報告が増加。本物のりそな銀行とは全く

関係がないが「五千円で年率5・6%からなどと好条件で、融資を申し込んだ顧客から保証金名目で金をだまし取る手口とみられる。害は認められないが、りそ

なホールディングスの広報担当者はこれまで銀行の名をかたる勧誘は前も書かれており、一見すると本物の銀行が作つたように見える。

同様の事例は他の大手銀行でも相次いでおり、みずほ銀行や東京三菱銀行をかたつたケースでは「保証金」を振り込んだ実害も既に出ているという。

全国上半期

# 振り込め被害増119億円

警察廳  
まとめ

刑法犯は3年連続減少

今年一~六月の振り込 少、都道府県別もすべて

め詐欺の認知件数は前  
年同期比11・2%増の一  
万五千六十七件、被害  
額は37・5%増の約百十  
九億円に上り、依然どし

て深刻な状況であること  
が四日、警察庁の上半期  
の犯罪まとめで分かっ

た。全刑法犯の認知件数  
は12・9%減の百十一万  
千五百八十一件で上半  
期として三年連続で減

十二人に上った。  
警察庁によると、振り  
込め詐欺の摘発件数は64  
・8%増の千百一件で、  
人数は101・5%増の  
五百二十八人。昨年十二  
月施行の金融機関本人確  
認法で七月二十日までに  
三十一人を摘発した。

同庁に報告のあった容  
疑者の年齢を調べた結  
果、十代と二十代が全体  
の78・7%を占め、平均

年齢は25・8歳だった。  
暴力団構成員と準構成員

は十九人、ヤミ金関係者  
も三十八人いた。  
被害額はビックとなつ  
た〇四年下半期よりは減  
つたが、警察庁は「金融  
機関本人確認法や携帯電  
話不正利用防止法といっ  
た新法を積極的に活用し  
て摘発を進めてい」として  
いる。

— 37 —

日々全国メニアをにぎわす  
昨今の沖縄アーバンは、県民としてうれしい限りです。しかし、依然、わが県の完全失業率、離婚率は高水準を維持し、所得は低迷を続けています。経済苦を理由とした自殺も後を絶ちません。現在、国内で発行されているクレジットカードの枚数は約二億六千万枚、消費者金融の利用者数は約二千万人に上ります。同時に、多重債務者は増え続け、返済困難な状態に陥っています。いわゆる破産予備軍は、百五十万人から二百万人と推定されています。

わが県における登録貸金業者数は、1100四(平成十六)年度末時点六百八十四社、人口比では長年全国一になっています。特筆すべきは日賦金融業者



宮城 広

の数で、三百一十一社、全体の47%を占めます。日賦金融業者とは、借り主を小規模な事業者に限定して毎日返済することを条件に貸し付けを行う貸金業者ですが、中には、事業者でない消費者に貸し付けを行つていたり、刑事罰の対象となる高金利を取つてゐる業者もあります。また、低利で融資を受けられない債務者に貸し付けを行つて、取り立ては相当厳しくものになります。こうしたわが県の貸金業者の特徴が、多重債務者増加の一因となっています。

多重債務者問題を深刻化させている背景として、ほかに社会構造、債務者自身の生活態度など、さまざまな要因が考えられます。最大の原因是、消費者

にとって利息に関する法律が分かりにくく、利息を理解しないものもかかわらず、安易に借り入れをしてしまつところにあります。

利息に関する法律は、利息制限法(年15~20%)と出資法(年29・2%)の二本立てになっています。利息制限法が定める利率を超えた部分は民事上無効ですが、出資法の範囲内であれば刑事罰は科されません。例えば、五十万円の借り入れをするごと、利息制限法に定める利率は年18%で、毎月七千三百九十七円になります。通常、消費者金融の利率は、25%前後に設定されていて、支払っている利息は七千三百九十七円を超えていません。この超えた部分の利息の支払いは無効であり、元本に充当されます。

多重債務問題の解決方法として、いままでの返済を利息制限法に定める利率で計算し直し、借金を減額して返済していく方法や、それでも支払いができない場合には、民事再生、破産手続きなど裁判所で行う手続きがあります。しかし、一般的には、法的な手続きをとることが面倒で難しいのではないかと思つて、多重債務に悩む人たちへの情報提供、意見交換の場として、第五回クレジット・サラ金被害をなくす沖縄交流集会を、十日(土)午後1時から、沖縄県女性総合センター「ているる」で開催します。当日は、多重債務解決の体験談、方法のレクチャー、多重債務問題の個別相談を行います。

問い合わせは、沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会、電話098(0030)40051。(沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会幹事、司法書士)

## 多重債務の解決法学ぼう

### サラ金被害なくす交流集会

「借りたものは返す」、じく当たり前のこと。だが多重債務に陥っている人にじつては、返したくても返すのがどんどん困難になってくる。

ほかの消費者金融会社に借り入れを断られ途方に暮れる者、払つても払つてもなかなか減らない借金に不安を感じる者、督促の電話に悩まる者など、相談者が後を絶たない。



なぜ多重債務に陥ってしまったのでしょうか？ 友人、知人に保護人を頼まれ断り切れないで後は自分で払わざるを得なくなつた者など、相談を受けて心を痛めるといふが少なくない。

いわれている多重債務者、一人で悩まず法的解決を図り平穏な日々を取り戻そう。

①自己破産をしてゼロから再出発する方

法。  
②これまで出資法の範囲(最高利率年29.2%)で借り入れたものを利息制限法(十万円未満は年利20%以下、十万元以上は年利18%以下)で借り入れた金が減らない場合は、民事再生法の個人再生法の個人再生を検討する。自営業者下、十万以上百万円未満は年利15%以下に引き直し計算して、した残高が百万円の

残元金をうちどちらか多い額を分割払い原則三年で分割払いをする。これには裁判所調停と裁判所を通り本手続きは住宅を売却する手放すことなくまた、法書士に延長してもらえるなど多くの利益を持つ手続きである。

あす、サラ金被害ななくす会  
法的解決図り平穏な日々をめざすに弁護士や司法書士に依頼し、依頼し、債権者との話し合いをしていく任務整理の方法。これは利息制限法を超える利息は原則無効であり、返す必要がないからである。責任業者が責任業法の厳しい条件をすべてクリアしたときに請求するといふができるた

章、司法書士)

。

③自己破産はさだ

い、特定調停や任意整

理しても思うように元

金が減らない場合は、

民事再生法の個人再生

を検討する。自営業者

下、十万以上百万円未

や給与所得者などを対

象にした手続きだ。今

万円以上は年利15%以

ある債務の八割をカッ

トした残高が百万円の

残元金をうちどちらか多い額を

分割払い原則三年で分割払いを

する。これに

してもらう手続きだ。

これは裁判所

に申し立てられてる特定

調停と裁判所を通り本手続きは住宅を

売却する手放すことなくまた、

法書士に延長してもらえるなど

多くの利益を持つ手

手続きである。

個別交渉一九月十日(土)午後

制限法に性総合センターで

引き直し計算して分割

払いをしていく任務整

理の方法。これは利息

制限法を超える利息は

原則無効であり、返す

必要がないからであ

る。責任業者が責任業

法の厳しい条件をすべ

てクリアしたときに請

求するといふことができるた

めである。



アイフル過払い  
186人と和解成立  
消費者金融大手「アイフル」(京都市)に法定金利を上回る利子を払わ  
1億円返還

されたとして、全国の債務者四百八十三人が過払い金など約三億八千万円の返還を求めた訴訟で、アイフルは七日、この返還を認め、和解合意した。債務整理に必要な取引履歴の開示も拒否され、債務整理に必要な取引履歴の開示も拒否されたとして、債務者が百八十六人が同社と和解したと発表した。

アイフルが計約一億八百万円を支払う。返還請求額計約一億二千万円の約九割が返還されることになる。

アイフル債務者  
過払い一斉提訴  
沖縄など 28 府県

消費者金融大手「アイフル」(京都市)に法定金利を上回る利子を支払う。返還請求額計約一億二千万円の約九割が返還されることになる。

アイフルは同日、同社に過払い金返還と慰謝料支払いを求める訴訟を、大阪地裁や那覇地裁など各地の地裁、簡裁に起こした。同日中の提訴は二十八府県、原告数で約四百五十人、請求金額計約三億四千万円による見込み。取引履歴をめぐつては、最高裁が十九日「貸金業者には開示義務があり、拒めば不法行為として賠償責任を負う」との初判断を示したばかりだ。

クレサラ被害

## 過払金請求 よう提訴

県内533件 3億6000万円分

沖縄クレジット・サラ  
金被害をなくす会は十八  
日、消費者金融などに過  
払い金の返還を求める第  
四次沖縄一斉提訴を行  
う。全国の第二次提訴に  
足並みをそろえた取り組  
みで、県内分は、和解提  
示を含めて五百三十三件  
(四百四十九人)あり、  
請求総額は二十九社を相  
手に約三億八千万円に上  
る。クレサラの会は十七

日、那覇市の司法書士  
会館で会見。今回の一斉  
提訴から利息を含めた  
請求をする方針。從来  
の取り組みでは、請求金  
額の約八割で勝訴的な和  
解が成立しているとい  
う。クレサラの会による  
月々約十五万円の返済に  
追われていた夫婦に、過  
払い金の請求によって約  
二十万円を借り入れ、  
り、元金に充てることが  
でき、元金を超えた額は  
「不当利得」として返還  
請求できる。

過払い金は、消費者金  
融などの業者が利息制限  
法の上限を超えた金利で  
貸し付けていることに伴  
う、「取られ過ぎた利  
息」。最高裁判例によ

クレジット高金利

# 県内債務者 52 人提訴

## 過払い返還求め過去最大

県内の多重債務者約五百二十人が十八日前、大手クレジットやサラ金業者の計三十社を相手に、利息分の支払いは無効として、過払い金の返還などを求めた訴えを那覇地裁や県内の各簡裁に一斉提訴した。今回は、過払い金に対する経過利息分(年5%)の支払いを債務者が逆に債務側へ求める。



金融業者に過払い金請求の一斉提訴をする原告たち。左からメンバーら=18日午前10時、那覇地裁

クレジット・サラ金被害をなす会(石原浩也代表幹事)の取り組みによる提訴と和解提示を合わせて、計六百七十六件(前年比1.3倍)で、請求金額は約四億八百六十万円。債務者を支援する沖縄約十年間で約七百八十万円を借り入れ、一方、三百五十社が加わる県貸金業協会は提訴について「各件で個別の事情があるので、訴えられない」とした。さらに、これまでみなに弁済と認められていたただ現金で同添の事件に当たるうなケースが増えていく。その整合性の解消が求められている」と語った。

21 全国では 21 人  
21 億円を請求

田の過払い金を支払った手クレジット会社に約六十万円の過払い金を請求する別の男性会員は「利息制限法の上限金利を知らないからかった。債務者は毎日、苦しい中生活をしているので業者側もその範囲でしてほしい」と語った。

利息制限法の上限を超える金利を支払ったとして、全国の多重債務者ら約二三百人が、約百社に返還を求めて十八日前、三十一都道府県の地裁や簡裁に一斉提訴した。

# クレジット高金利

# 10年で780万円過払い

## きょう全国一斉提訴

県内から450人

債務者を支援する沖縄

第四次一斉提訴で、過去最大の規模。訴え件数は十七日現在、提訴と和解提示を合わせて計五百三十三件で、請求金額は約三千件を目指としている。

過払い金の一斉提訴で、二〇〇一年の一次提訴が三十七件（請求額二千三百十二万円）、〇三

年第二次が百六十四件（同一億一千七百万円）、〇四年の三次が四百六十四件（同二億八千七十一万円）と年々増加。会によると、いずれも年でほんどの事件が解決し、請求金額の約八割の支払いで勝訴的和解を得ている。

今回提訴する原告の中には、夫婦で計六百二十万円を借り入れ、約十年間で約七百八十万円の過払い金を支払っていたケースもあるという。会の石原代表幹事は「利息制限法を超える金利を支払ったら、当然返還されるべきだ。返還請求の運動は沖縄から全国に広がったもので、今回の全国一斉提訴で県内が全国の三分の一を占めるのはその成果」と語った。

発行／沖縄県司法書士会  
TEL／(098)867-3526  
那覇市おもろまち4-16-33  
発行日／平成18年1月25日